

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
自動車安全特別会計（保障勘定）

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	5	0	-	-	5	0	損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	0	0	0	0	過怠金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
自動車安全特別会計（保障勘定）

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	5	0	-	-	5	0	損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	21	390	21	390	過怠金債権 390
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	1	3	147	366,956	148	366,959	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	138	333,569	138	333,569	損害賠償金債権 330,805
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	2	450	2	450	返納金債権 450
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	1	400	1	400	返納金債権 400
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	1	3	5	29,657	6	29,660	損害賠償金債権 29,660
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	1	2,880	1	2,880	損害賠償金債権 2,880

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

国土交通省所管
自動車安全特別会計（保障勘定）

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	4	0	1	0	5	0	損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	5	0	5	0	過怠金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	3	35,893	87	427,353	90	463,247	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	1	2,044	84	409,217	85	411,262	損害賠償金債権 318,218
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	33,848	3	18,136	5	51,985	損害賠償金債権 35,394 延滞金債権 16,590
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	